

第3回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年2月10日
場所 議会棟 第1委員会室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	欠	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	欠	15番	伊藤 治義	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前10時05分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第3回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第3回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第3回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、1番議席多湖文貴委員と、2番議席伊藤幸子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、報告第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	日程第2 報告第2号

	<p>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき合意解約され、同条第 6 項の規定による通知があったので報告する。令和 5 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、55 件、96 筆、面積 173,411 m²であることを報告します。</p> <p>議長 報告第 2 号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 3 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和 5 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、中間管理事業分が 1 件、2 筆、総面積 3,278 m²と</p>
--	---

	<p>なっています。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 議案第2号は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。 何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>特に無いようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について採決に入ります。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第4)	<p>議長 続きまして、議案第9号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第4 議案第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の4条の申請は、2件、7筆、面積0.53㎡です。 <7、8番案件>は、北勢町新町の畑及び樹園地です。 関連しますので、併せてご説明いたします。 農地区分は、農用地です。原則、農用地においては、太陽光発電施設を設置することは農地法上認められておりませんが、パネルの下部にて耕作が可能である場合は、3年間の一時転用が認められております。</p> <p>転用計画としては、北勢町飯倉の[] 所有の議案書に記載の8筆、2,385㎡の畑をブルーベリー栽培し、その上部に太陽光パネルを設置することを目的に申請したものです。</p> <p>申請面積が0.53㎡となりますが、内訳は、支柱114本部分と引込柱2本です。支柱は114本で地上高3mの位置に、太陽光パネ</p>

	<p>ル 292 枚を設置します。</p> <p>ブルーベリー栽培者は [REDACTED] で、所有者と解除条件付き賃貸借契約を農業経営基盤強化法の利用権設定にて 4 月に結びます。</p> <p>主な作業としては、施肥・除草です。</p> <p>また、このような営農型太陽光施設の下部の日照量はブルーベリー栽培に支障がない旨が知見を有する者から意見書が提出されております。</p> <p>以上 4 条 2 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、2 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」2 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
[REDACTED] 委員	<p>計画書を立てて、ブルーベリーを 3 年で更新していくという事ですが、そのブルーベリーの収量の実績の計画も上げていくのですか。</p>
事務局	<p>上げていきます。1 反あたりの収量を県が求めてきますので、その中で例えば 1 反あたり 360 kg という収量を学識知見から決めてきます。その結果、収量が毎年報告していただく中で、2 割以上の収穫量が下がってしまうと、県の指導対象となります。そして、指導の改善措置が行われな場合は、県から太陽光設備の撤去を指導します。よって撤去する際の資金についても予め計画が申請と一緒に提出されております。</p>
議長	<p>他は特に無いようですので、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p>

議長	<p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第5) 議長	<p>続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、8件、17筆で8,343㎡です。 <61番案件>は、大安町大井田地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、大安町大井田の■■■■、■■■■が、愛知県清須市の■■■■と■■■■が所有する議案書に記載の1筆、440㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。 雨水排水は道路側溝に放流します。 <62番案件>は、大安町大井田地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、大安町大井田の■■■■が、愛知県清須市の■■■■と■■■■が所有する議案書に記載の1筆、389㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。 雨水排水は土地改良区が管理する用水路に放流します。 土地改良区からの承諾は得ております。</p>

<63 番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は北勢病院及び六石歯科医院が500m以内にあるため3種農地で、現況は畑です。

転用計画としては、北勢町西貝野の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の1筆、616㎡を作業所用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。

周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。取水はありません。雨水排水は自然浸透及び北側東側の道路側溝に放流します。

<64 番案件>は、大安町丹生川中地内の畑です。農地区分は、丹生川駅が300m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、東京都に住所を有する[]が、桑名市の[]が所有する議案書に記載の3筆、974㎡を4棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は約90cmの盛土を行い周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は自然浸透及び道路側溝に放流します。

<65 番案件>は、大安町石樽北地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は、不耕作田です。

転用計画としては、大安町石樽東の[]が、大安町石樽北の[]が所有する議案書に記載の1筆、320㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は道路側溝に放流します。

<66 番案件>は、員弁町宇野地内の田と畑です。農地区分は、いなべ警察署及び太田歯科医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は田です。

転用計画としては、桑名市に住所を有する[]が、員弁町上笠田の[]が所有する議案書に記載の7筆、4,413㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は1m程度の盛土を行い、法面養生を行い、周囲に側溝を整備し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水

	<p>排水は道路側溝に放流します。</p> <p>なお、この案件は 3,000 ㎡を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となります。</p> <p><67 番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は、畑です。</p> <p>転用計画としては、桑名市の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、401 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。</p> <p>雨水排水は自然浸透及び道路側溝に放流します。</p> <p><68 番案件>は、藤原町川合地内の田です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>現況は、すでに雑種地として利用しているため、始末書が提出されております。</p> <p>内容としては、申請人の■■■■が経営し申請人が勤務する■■■■が、藤原町川合の■■■■、■■■■が所有する議案書に記載の 2 筆、790 ㎡を駐車場用地へ転用しているため申請したものです。</p> <p>土地造成はありません。取水はなく、雨水排水は自然浸透です。</p> <p>以上、5 条所有権移転 8 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、2 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」8 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>■■■■委員 員弁町の駐車場への転用の案件ですが、農転をして雑種地などに</p>
--	--

		<p>登記をつけたら、それから農地法の規制はかからないので、その後は何に利用してもいいのですか。</p>
	事務局	<p>基本はそうですが、この地域は市街化調整区域ですので、用途は限定されます。基本的に建物は建ちませんが、沿道サービス等で建つ場合もあります。</p>
	委員	<p>もう一点質問がありますが、[]の事業をされるということですが、申請の中に計画等も含まれているのですか。それと[]への確認は取っているのですか。</p>
	事務局	<p>こちらからは[]への確認は取っておりません。申請書には今回の事業計画書の添付がございます。</p>
	委員	<p>それは申請者の計画でもって、議案にあがってきているということですね。</p>
	議長	<p>他には特に無いようですので、議案第10号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、議案第11号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第6 議案第11号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和5年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、4筆、930㎡です。 <47番案件>の申請地は、藤原町志礼石新田地内の台帳地目、畑</p>

です。

願出者は藤原町川合の [] で、昭和 50 年頃から工場敷地に転用し、現在に至っております。

<48 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。

願出者は北勢町其原の [] で、平成 14 年以前から [] [] として、宅地に転用し、現在に至っております。

<49 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑です。

願出者は大安町丹生川久下の [] で、昭和 51 年以前から水路として利用し、現在に至っております。

<50 番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の台帳地目、畑です。

願出者は北勢町大辻新田の [] で、平成 10 年頃から原野になり、現在に至っております。

以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

[] 委員

非農地証明を受けた場合、その後その土地を宅地にすることは出来るのですか。

事務局

地目変更登記をすれば、その後宅地にすることは可能です。

議長

他には特に無いようですので、議案第 11 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。

5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。</p>
	委員	<p>私の担当地区で、勝手に農地を宅地にしてある所があるのですが、それは農業委員として何かするべきなのですか。</p>
	事務局	<p>そういうケースは、いなべ市内で随分とあります。昔は現金で家を建てたりしたので、転用申請をしなかった可能性が大きいと思われます。他の農地で申請をした時に、初めて農地転用違反をしていることが分かり、是正の指導をします。わざわざ気が付いたからとその物件だけに是正を求めることはしません。今後、融資を受ける時は無断転用できない制度になっているため、将来に向けてあまり出てこないケースであり、過去のケースに関しては、他の申請が上がってきた時に、その都度是正を求めていくということです。</p>
	委員	<p>その土地は建設業を営んでおり、建物がすでに建っているが、税金は農地課税で払っていることになりますか。</p>
	事務局	<p>固定資産税の担当は厳しく確認しており、現況の状態に沿って課税されるため、この場合は宅地並みの課税がされていると思われます。</p>
	議長	<p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>一つ目は、農地法3条に関するお話をさせていただきます。農地法3条とは、農地の売買とか貸し借りの権利を得るには農業委員会の許可が必要となります。その許可を得るためには、許可後の耕作面積が一定の下限面積以上所持していないと取得できないという要件があります。いなべ市では、その下限面積を30アールと決めておりますが、法律では50アール（北海道では2ヘクタール）となっております。平成23年の農業委員会で、いなべ市は50アールから30アールへ引き下げる下限面積特例を設けていただきました。</p> <p>この度、農地法の一部が改正されまして、農地の権利取得にあたって、その下限面積要件の条項が廃止されることになりました。令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、いなべ市では設定している下限面積3反要件を廃止したいと思います。ただし、農地</p>

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前10時05分閉会】</p>	<p>の権利取得に必要な他の要件は、審査要件として残っております。</p> <p>それは、持っている農地は全て管理すること、効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地の利用に支障がないこと、きちんと営農するか、ということはいくらもチェックしていきます。</p> <p>今回の理由としては、農地の流動化が狙いとなっております。本日に農業をしたい人が農地を持ってないケースもあつたりしましたが、しかし誰でも取得できるわけでもありません。他の要件は残っていますし、それをみて審査をさせていただきます。</p> <p>来月の議案で上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお祈いします。</p> <p>二つ目は、農業委員会の研修会の件です。3月1日旧長島町役場で午後1時半から午後4時半まで開催されます。こちらで乗り合わせていく段取りとなっております。ご参加をよろしくお祈いします。</p> <p>次回は、3月3日午前9時から現地調査、6番松葉里美委員と7番伊藤貴美委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、3月10日です。場所は、本庁舎2階の庁議室となります。よろしくお祈いします。</p> <p>それでは、これもちまして第3回農業委員会を終了します。ありがとうございました。</p>
---------------------------------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
